別表第二の備考一の㈠の31中「「自転車及び歩行者専用」」の下に「、「自転車一方通行（326の2－A）」」を加え、同表の備考一の㈢の3の㈣及び同表の備考一の㈤の8の㈢中「「一方通行」」の下に「及び「自転車一方通行」」を加える。

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

## 告　示

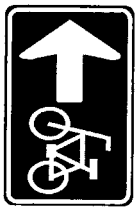
**○国家公安委員会告示第二十三号**

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十三年九月十二日　　国家公安委員会委員長　山岡　賢次

付表1(1)青色の灯火の矢印の項中「できます」の次に「（右向きの矢印の場合には、転回することもできます。）」を加え、「右折の」を「右向きの」に改める。

付表3(1)ア一方通行の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 自転車一方通行 | 31の2 | 標示板の矢印の示す方向の反対方向に自転車が進行することの禁止 |
|  | | |
| 同上 | | |

**附　則**

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、付表3の改正規定は、公布の日から施行する。

**○金融庁告示第八十六号**

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　許可番号　関東財務局長（銀代）第七十三号
銀行代理業者名　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区永田町二丁目十一番一号
許可年月日　平成二十一年六月三十日
所属銀行の商号　株式会社みずほ銀行
失効年月日　平成二十三年五月二十六日

二　銀行代理業者名　苫小牧市
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道苫小牧市日新町二丁目一番三十一号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年四月一日

三　銀行代理業者名　平内　周二
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道苫前郡羽幌町北大通二丁目十一番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年二月一日

四　銀行代理業者名　枝幸町
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道枝幸郡枝幸町風烈布五千二百七十二番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年三月一日

五　銀行代理業者名　増田　光子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道広尾郡広尾町本通五丁目一番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年三月三十日

六　銀行代理業者名　渡邊　勝二
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県亘理郡山元町大平字横山三十六番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年四月一日

七　銀行代理業者名　加藤　淑子
主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県瑞浪市土岐町二千四百四十三番地の一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年三月一日

八　銀行代理業者名　山脇喜美子
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県四万十市竹屋敷二十一番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年四月一日

九　許可番号　東北財務局長（銀代）第六十二号
銀行代理業者名　守屋　律郎
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県伊具郡丸森町耕野字金井下五番地二
許可年月日　平成二十一年十月二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年五月二日

十　銀行代理業者名　杉山　和子
主たる営業所又は事務所の所在地　静岡県富士市久沢六百七十八番地の二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年四月一日

十一　銀行代理業者名　西川マサ子
主たる営業所又は事務所の所在地　和歌山県海南市冷水四百九十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年五月二日